

平塚市告示第157号

平成30年4月27日

平塚市長 落合 克宏 印



公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、提案書の提出を招請します。

1 業務の概要

(1) 業務の名称 平塚駅周辺地区活性化支援業務委託

(2) 業務の内容

平塚駅周辺地区について、地域再生計画の【地方創生として目指す将来像】を実現するために、地域住民や商業者が自ら活性化事業を担っていく機運を高めながら、地域住民や商業者とともに活性化に向けた事業を検討し、実施するもの。

(3) 業務の履行期限 平成31年3月29日(金)

2 参加資格

次に掲げる資格を満たしている者であること。

- (1) 平塚市契約規則(昭和39年平塚市規則第32号)第18条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) プレゼンテーション実施日(平成30年6月6日実施予定)において、平塚市競争入札参加資格者名簿の委託に係る催事関係業務委託、もしくは、コンサルに係る都市計画及び地方計画に登録している者であること。また、神奈川県又は東京都のいずれかに、本店又は受任者を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- (4) 公告日から受託候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。

- (5) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- (7) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「(2)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「(2)」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (9) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (10) 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 予定技術者の経験（平塚駅周辺地区活性化支援業務委託と同種又は類似の活性化事業の実施や計画の策定に関する実績）及び能力

4 提案書を特定するための基準

- (1) 予定技術者の経験及び能力
- (2) 業務実施方針
- (3) 企画提案
- (4) コミュニケーション能力

5 手続等

- (1) 事業実施主管課名： 都市整備部 都市整備課
- (2) プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所及び方法

交付期間：平成30年4月27日（金）～平成30年5月10日（木）

交付場所及び方法：平塚市役所都市整備部都市整備課中心市街地活性化担当窓口
（平塚市役所本館6階）での配布、又は平塚市ホームページか
らのダウンロード

(3) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

提出期限：平成30年5月10日（木）17:00

提出場所：〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
平塚市 都市整備部 都市整備課まで

提出方法：持参又は郵送（必着）

(4) 企画提案書の提出期間並びに提出場所及び方法

提出期間：平成30年5月17日（木）～

平成30年5月28日（月）17:00

提出場所：〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号
平塚市 都市整備部 都市整備課まで

提出方法：持参

- 6 平塚市における平成30年度競争入札参加資格者名簿の委託に係る催事関係業務委託、もしくは、コンサルに係る都市計画及び地方計画に登録されていない者等の取扱い
プレゼンテーション実施日において、当該資格の登録が認められていなければなりません。

なお、平塚市における平成30年度競争入札参加資格者名簿の委託に係る催事関係業務委託、もしくは、コンサルに係る都市計画及び地方計画として登録しようとする者は、平成30年5月1日（火）までにかがわ電子入札共同システム内の資格申請システムで登録申請をし、平成30年5月2日（水）必着で必要書類を神奈川県及び平塚市へ送付しなければなりません。

*提出したデータ及び書類に一切の補正がなかった場合は、1か月で認定されます。

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約保証金は、平塚市契約規則の定めるところによります。ただし、国債、地方債、その他担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合、履行保証保険契約の締結を行った場合若しくは過去10年間に本市、国若しくは他の地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除します。

(3) 契約書作成の要否

作成を要します。

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

・有 ・

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

5 手続等(1)と同じです。

(6) 提案書に関するプレゼンテーションの有無

・ ・無

(7) この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することがあります。

(8) 詳細は実施要領等をご覧ください。